医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置

など

- ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
 - ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター(医療労務管理アドバイザー)が必要な支援を実施

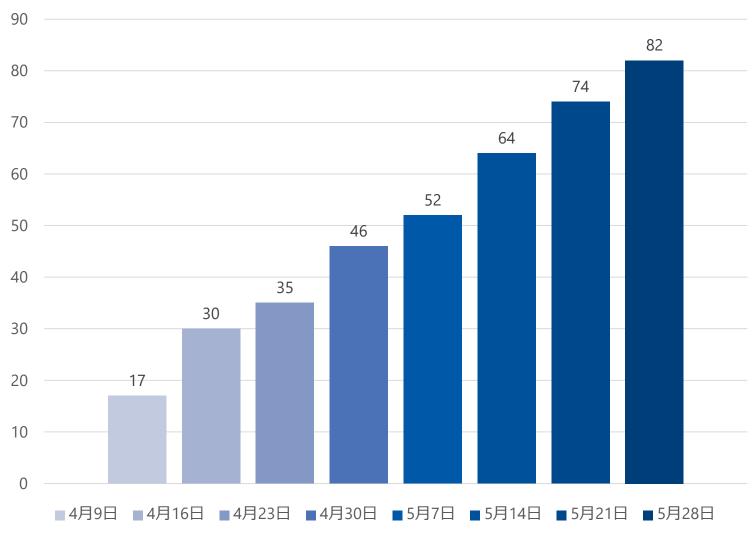
宿日直許可の申請を検討している 宿日直許可申請に 関する相談 医療機関(病院・診療所) 厚生労働省本省 (宿日直許可申請に関する相談窓口) (相談する医療機関のイメージ) ※ 労働基準監督署に相談したい内容を確認。相談者 の意向を踏まえて、必要な支援を実施。 ・ 労働基準監督署に相談することに対して不安や 相談内容に即した ためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署 助言等 現地での具体的な への相談についてざっくばらんに聞きたい。 支援が有効な相談等 医療勤務環境改善支援センター ・ 地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働 (相談した医療機関の所在地を担当) 基準監督署に相談しているが、相談内容について、 支援 厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。 ※日頃から、医療機関の勤務環境改善に関する相談に

応じ、必要な支援を実施(都道府県ごとに設置)

労働基進監督署

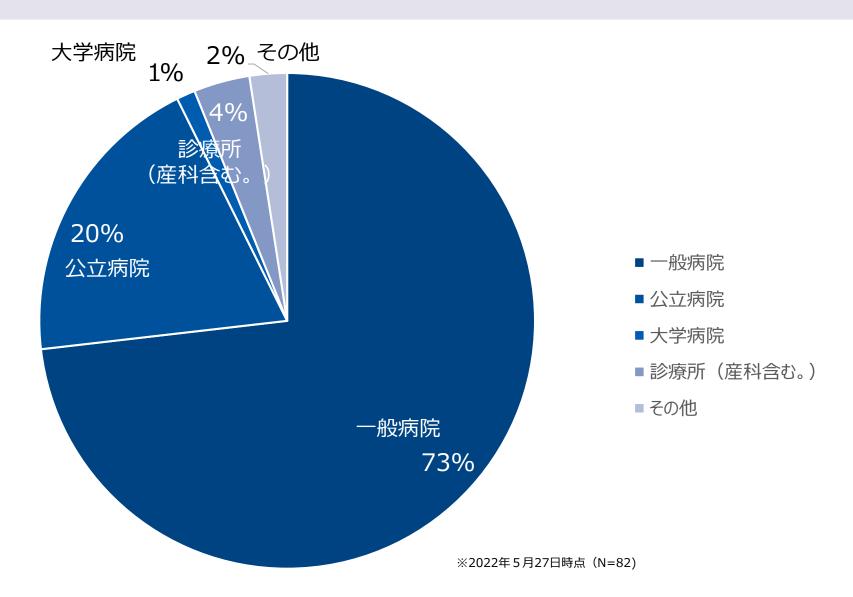
相談窓口の相談件数(合計)

相談窓口設置後約2ヶ月で、相談件数は合計82件。継続的に相談が寄せられています。



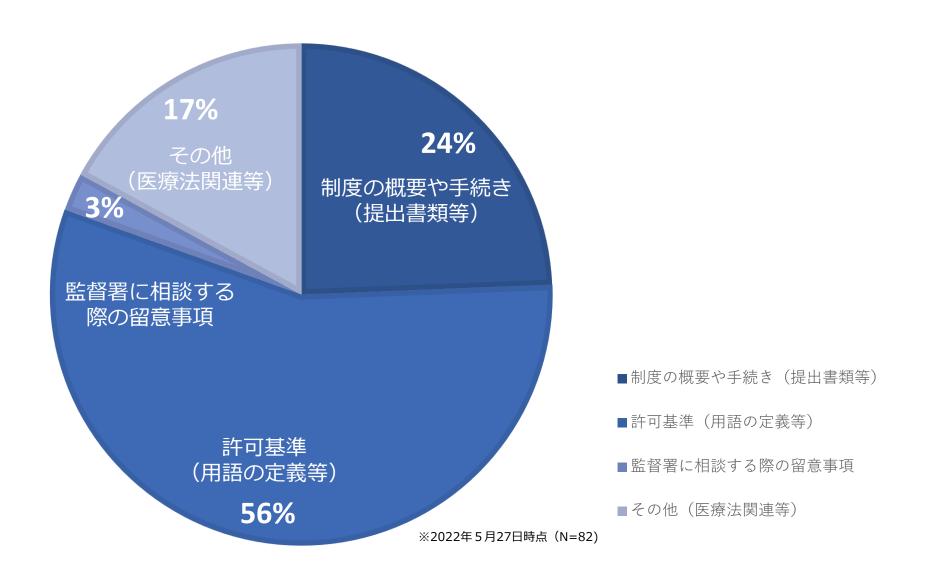
相談窓口のへの相談者(医療機関種別)

相談窓口へ相談した医療機関は一般病院が最も多く73%(60件)、次いで公立病院20%(12件)などとなっています。



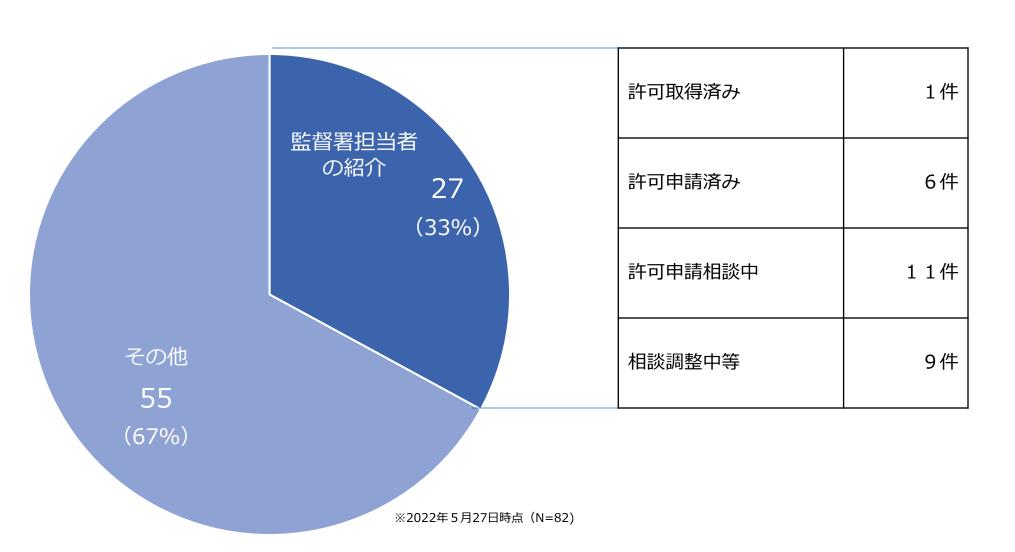
相談窓口への相談内容

相談内容は許可基準が最も多く56%(46件)、次いで制度の概要や手続きが24%(20件)となっています。



相談内容への対応

相談への対応としては、監督署の担当者を紹介する事案が増加。具体的な許可申請につながっています。



相談への対応事例(相談を契機として<u>監督署への相談に至った</u>事例)

相談の概要

- 地域の二次救急医療機関と連携した輪番制の中で、**非輪番日の宿日直許可の取得**を目指したい。
- 一方で、産科については輪番制での対応は難しく、一定の頻度で分娩対応がある中で、<u>産科のみの宿日直許可を</u> 取ることができるか。

対応の概要

- 許可の取得は、**医師が行う業務内容による**(一定の分娩があっても、助産師等が対応し、当直医師は指示や主治 医への取次対応、緊急時のみの通常勤務として対応するなどの態様であれば許可の可能性がある)**ことを説明**。
- 申請の際に必要となる資料の内容等を教示の上、監督署への相談を勧奨。医療機関の意向を確認し、監督署の担当者を紹介。

結果の概要

- "監督署で門前払いされるのでは""賃金等に関する別の指摘を受けるのでは"といった不安や思い込み(誤解) を解消し、実際に監督署への相談につながった(相談から概ね10日程度)。
 - ← 医療機関からは、監督署から親切な助言等を受けた旨の御礼の連絡あり。

相談への対応事例(相談を契機として許可取得に至った事例)

相談の概要

- 過去に労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ったが、"医師1人あたりの宿直回数が週1回以内でないため、 許可は難しい"との説明を受けて許可取得を断念。
 - ← 常勤医師のうち、一部の医師が宿直業務に従事していなかったため、これらの医師が宿直業務に従事すれば 医師1人あたりの宿直回数が週1回以内に収まることを指摘されたもの。
- 宿直の実態は軽度の業務であることは以前の申請時にも確認されているが、宿日直許可を取得できないか。

対応の概要

- 宿日直許可の回数については、例外(週1回を超える宿直等)が認められる場合があることを説明。
- 医療機関の説明方針(※)等を受けて、許可を受けられる可能性があると判断し、再度の許可申請を勧奨。
 - ※ 常勤医師のうち宿直業務に従事していない者は、**健康上の理由から宿直業務には従事できない状態**となっており、これを前提とするとやむを得ず週1回以上の宿直業務が発生するとの説明。
- 医療機関の希望を確認の上、労働基準監督署の担当者を紹介。

(注) 「許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可して差し支えないこと。」とされている。

結果の概要

○ 宿直の回数の例外を含めた宿日直許可を取得(相談から概ね1ヶ月後)

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口と支援(まとめ)

宿日直許可申請に関して、医療機関の状況に応じた**重層的な相談体制を構築**しています。

設置主体/名称	主な相談者像のイメージ(例)	主な支援/対応内容(例)
都道府県 医療勤務環境改善支 援センター (勤改センター)	 ■ 許可申請を考えている医療機関全般特に、 ・ 監督署に相談する前に、まずは基本的な仕組みを知りたいと考える医療機関 ・ 監督署への相談のハードルが高く、第三者への相談をしたいと考える医療機関 ・ 独自での取組が難しいため、訪問支援等により、個別の継続した支援が必要な医療機関 	 ■ 医療機関に特化した支援機関(社会保険労務士、医業経営コンサルタント等が配置)として、以下のような支援を実施。 ・ 制度や申請手続きに関する説明、助言 等 ・ 宿日直許可に関する医療機関向けのセミナーの開催 ・ 医療機関からの照会事項を都道府県労働局監督課へ個別照会(匿名による相談を含む。) ・ 医療機関訪問による個別支援(助言等) ・ 宿日直許可申請時の監督署への同行支援
厚生労働省 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口 (本省相談窓口)	■ 許可申請を考えている医療機関全般特に、・ 監督署に相談することに対して不安やためらいがある医療機関・ 監督署等に相談しているが、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい医療機関	 ■ 医療機関の宿日直許可申請の円滑化を図るための相談窓口として、以下のような支援を実施。 ・ 監督署に相談する際の監督署の担当者の紹介 ・ 医療機関による監督署等への相談状況を踏まえた個別支援(助言等) ・ 地域の勤改センターと連携した個別支援
厚生労働省 労働基準監督署 (監督署)	■ 許可申請を考えている医療機関全般	 実際の監督署への提出書類等、申請手続きに関する説明、助言 医療機関の許可取得に向けた申請に当たっての具体的な取組についての助言 申請受付、許可/不許可の判断

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口(一覧)

医療機関の宿日直許可申請を支援しています。是非、<u>ご活用ください</u>!

【都道府県】 医療勤務環境改善支援センター	URL: https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/outline/worimprovement-support-center	<u>k-</u>
【厚生労働省】 本省相談窓口	URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 24880.html	
【厚生労働省】 労働基準監督署	URL:https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaia udoukyoku/index.html	nnai/ro

※ 本相談窓口に寄せられた相談内容について、質問事項と回答内容を共有して欲しいとのご要望をいただいておりましたので、 今般、以前からよく照会いただいていた内容を含めて、掲載可能な内容についてFAQを作成しました。

【宿日直許可と医師の働き方改革について】

- O. 医療法第16条に基づく宿直を行う場合には宿日直許可が必要なのでしょうか。
- A. 医療法第16条に基づく宿直を医師に行わせること自体に労働基準監督署長による宿日直許可は必要ありません。

- Q. では、なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。
- A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、 令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、
- (1) 宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
- (2) 勤務と勤務の間の休息時間(勤務間インターバル)との関係で、宿日直許可を受けた宿日直(9時間以上連続したもの)については休息時間として取り扱えること、

など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

【宿日直許可の申請手続きについて】

- O. 宿日直許可の申請から許可を得るまでの流れについて教えてください。
- A. 医療機関が労働基準監督署に許可申請書と必要な添付書類を提出した後、①書面での確認、②労働基準監督官による実地調査、を経て、許可相当と認められる場合に許可書が交付されます。 (詳細別添①参照)

申請から許可(不許可)までの期間は、申請関係書類の不備の有無、実地調査の日程調整の状況、追加の確認 事項の有無など、個別の事情によって異なります。時間的余裕を持った事前の相談及び申請を心掛けてください。

別添①

医療機関における宿日直許可について ~制度概要・申請後の流れ~

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務(例えば、いわゆる「寝当直」に当たるような業務)については、<u>労働基準監督署長の許可</u>を受けた場合に労働時間規制を適用除外とすることを定めています(宿日直許可)。

- ※1 対象業務は、①通常の勤務時間から完全に解放された後のものであり、②宿日直中に従事する業務は、一般の宿日 直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務に限ること、③一般の宿日直の許可の条件を満 たしていること、④宿直の場合は十分な睡眠がとりうること等の条件を満たしていることが必要です。
- ※2 許可が与えられた場合でも、宿日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事したときは、その時間について割増 賃金を支払う必要があります。

申請から宿日直許可までの流れ

労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ってから許可を受けるまでの流れは、おおむね以下のとおりです。

- ① 労働基準監督署に、申請書 (様式第10号) (原本2部) 及び添付書類を提出
- →申請対象である宿日直の勤務実態が、上記※1の条件を満たしていることを書面上で確認します。 上記※1③の一般的な宿日直の許可の条件とは、「1.常態としてほとんど労働することがないこと、2.通常の労働 の継続ではないこと、3.宿日直手当額が同種の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上であること、 4.宿日直の回数が、原則として宿直は週1回、日直は月1回以内であること、5.宿直について相当の睡眠設備を設 置していること」を意味します。
- ② 労働基準監督官による実地調査
 - →宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時に提出された書類の内容が事実に即したものかの確認を行います。また、勤務実態の確認に必要な期間(個別の申請ごとに異なりますが、おおよそ直近数ヶ月間)の勤務記録の提出を求められます。
- ③ ①②の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。

【宿日直許可の申請手続きについて】

- Q. 宿日直許可申請に当たって<u>どのような書類を用意する必要がありますか</u>。
- A. 申請関連書類については、あらかじめ一度所轄の労働基準監督署に確認いただきたいと考えていますが、必要な書類の標準的な例としては以下のとおりです。なお、これらはあくまで標準的な例であって、調査に必要な範囲で追加資料の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 対象労働者の労働条件通知書、雇用契約書の写し
- ・ 宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間(例えば1か月)の宿直または日直勤務の従事回数がわかるも の(宿日直の当番表、シフト表など)
- ・ 宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績が分かる資料(業務日誌等)
- ・ 対象労働者全員の給与一覧表(労働基準法第37条の割増賃金計算の基礎となる賃金)及び宿日直手当額計算書
- 事業場等を巡回する業務がある場合は、巡回場所全体とその順路を示す図面等
- ・ 宿直の場合は宿泊設備の概要がわかるもの
- Q. 申請関連書類の中で、「宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間(例えば1か月)の宿直または日直勤務の従事回数がわかるもの(宿日直の当番表、シフト表など)」、「宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績が分かる資料(業務日誌等)」については、1か月分を求められる場合と3か月分などより長い期間分を求められる場合があると聞きました。なぜ取扱いが異なるのでしょうか。
- A. 1か月分の資料を提出いただくことが基本と考えていますが、申請内容や実態を確認していく上で更なる確認が必要となる場合、その1か月が突発的な業務などで多忙になっている場合、などについては、3か月などより長い期間分の提出を求めることがあります。個別事情となりますので、あらかじめご了承ください。

- Q. 許可申請書の記載例はないのでしょうか。
- A. 別添②を参照ください。あくまで記載例ですので、医療機関の実態に応じた記載を心がけてください。

別添②

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(記載例)

様式第10号(第23条関係)

	事業の種類	事業の名	名 称	事業の所在地								
	医療業	医療法人厚生	労働病院	東京都千個	<i>i</i> : 000)							
	総 員 数	1回の宿直員数	宿 直 勤 開始及び終 ⁻	務 の 了時刻	一定期間における 1人の宿直回数	1回の宿直手当						
宿	8 人	1人	週1回	20,000円								
直	就寝設備	専用の宿直室:1人部	: 1人部屋:約10㎡:ベッド (掛布団等寝具付・寝具予備有)、冷暖房、TV									
	勤務の態様		1回約20分の定期回診(病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を 入院患者の容体急変に備えた病棟管理(診察を要する頻度は1回1件程度(1件									
	総 員 数	1回の日直員数	日 直 勤 開始及び終 ⁻	務 の 了時刻	一定期間における 1人の日直回数	1回の日直手当						
日	8人	1人	自 午前9時0 至 午後5時00		月1回	20,000円						
直	勤務の態様				直勤務で2回程度、発熱診察 要する頻度は1回1件程度(

令和4年4月1日

職名 医療法人厚生労働病院長 使用者 氏名 厚生 太郎

○○労働基準監督署長 殿 15

【宿日直許可の申請手続きについて】

- Q. 申請関連書類の「宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績(または見込み)がわかる資料」として業務日誌等とされていますが、他にどのような資料が想定されるのでしょうか。特定の様式があるのでしょうか。
- A. 業務日誌のほか、電子カルテのログ、などを想定しています。上述の内容がわかる資料であれば、医療機関の 状況に応じて、なるべく負担がかからない既存の資料を活用いただく形でご用意いただければ問題ありません。

なお、特定の様式はありませんが、任意で活用いただける様式として<mark>別添</mark>③がありますので、こちらを活用して準備いただくことも可能です。なお、**この様式を使わなければならないわけではありませんので、重ねてとなりますが、ご注意ください**。

- Q. 非常勤の医師については、宿日直許可の対象とならないと聞きましたが本当でしょうか。
- A. 非常勤の医師についても宿日直許可の対象となります。
- Q. 申請関連書類の「対象労働者全員の給与一覧表(労働基準法第37条の割増賃金計算の基礎となる賃金)」について、申請対象の宿直をすべて非常勤の医師で対応している場合には提出しなくてよいのでしょうか。
- A. そのとおりです。割増賃金の計算の基礎となる賃金がない場合には提出いただく必要はありません。なお、このような場合の手当額の算定について、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金から算出した日額の3分の1の額を参考に評価した事例があります。

別添③

「夜間(宿直)勤務実態報告書」(記入要領)

断続的な宿直勤務の許可の申請に当たっては、必要に応じて、この報告書に労働者の夜間勤務の実態を記入 し、提出してください。

なお、この報告書は任意様式ですので、勤務の実態が分かるものであれば、貴事業場で独自に作成した資料 を添付いただく形でも問題ありません。

- 1 「夜間(宿直)勤務の開始時刻」及び「夜間(宿直)勤務の終了時刻」については、断続的な宿直勤務の 許可を受けようとする時刻を記入してください。
- 2 1回の宿直勤務に複数の者を従事させる場合であって、勤務形態が異なるときは、それぞれの勤務形態ごとに作成してください。
- 3 「軽度・短時間の業務」欄には、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(令和元年7月1日 基発 0701 第8号) 記1 (2) の「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」を記入してください。 具体的には下記のような業務の時間を指します。
 - ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - ・ 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間 (例えば非輪番日であるなど) において、少数 の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対 する指示、確認を行うこと
- ・ 看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間 (例えば非輪番日であるなど) において、 少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対す る報告を行うこと
- 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと
- 4 「上記以外の業務」には、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(令和元年7月1日 基発0701第8号) 記2の「通常の勤務時間と同態様の業務に従事」(突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等に対応すること、又は看護師等が医師にあらかじめ指示された処置を行うこと等)した時間を記入してください。
- 5 手待ち時間、休憩時間等については記入する必要はありません。
- 6 「労働者の代表者の職氏名」欄には、報告書記載の夜間(宿直)勤務に就いた労働者のうち互選された1 名から確認の署名を受けることで問題ありません。

夜間(宿直)勤務実態報告書

事 業 場 名 称 _____

代表者職氏名

	連続した1週 ・項目ごとに該																									該	当す	トる	時	間有	帯を	`
	夜間 (宿直)	勤務	の	開始	時	刻			:			_	夜間	引 ((宿	直)	勤	務の)終	了用	時刻	<u></u>			:			_				
		17:	00	18:0)	19:00	20	:00	21	:00	22	:00	23	:00	24:	00	1:0	00	2:0	00	3:(00	4:(00	5:0	0	6:0	0	7:0	00	8:00) 9
_	定期的巡	視																														
1	緊急の文書・電話の	収受																													_	
1	軽度・短時間の	業務																													_	4
3	上記以外の第	美 務																													_	4
	睡	眠																														L
	定期的巡	視																														
•	緊急の文書・電話の	収受																														
1	軽度・短時間の				I																											
1	上記以外の第	養務		I	I	I																										
	睡	眠			I																										\Box	
	定期的巡	相		T	T		Π																							Ī	Ť	T
	緊急の文書・電話の				Ť		t				L																				+	+
1	軽度・短時間の																															+
3	上記以外の第																														\dashv	+
	睡																														I	I
	定期的巡	視																												П		
	緊急の文書・電話の																															
1	軽度・短時間の																															
3	上記以外の第	養務																														
	睡	眠																														
	定期的巡	2日			T																									ī	T	
	緊急の文書・電話の				+																										+	+
1	軽度・短時間の																														-	_
3	上記以外の第																														+	
2	睡																														1	+
=	定期的巡				1							l		l																Ħ	Ŧ	+
_																															-	+
1	緊急の文書・電話の 軽度・短時間の				\dagger		-										H			-							H	-		\exists	+	+
3	上記以外の第			+	+		+																								+	
				+	+		+																								+	
	睡	- 1			<u> </u>	_	<u> </u>	_				_																		ᆜ	+	+
_	定 期 的 巡			-	4	+	-										H														_	+
1	緊急の文書・電話の			-	4	+	-										H														_	+
	軽度・短時間の			_	4		-																								4	\bot
3	上記以外の第			_	4		1																								4	\bot
	睡	眠																													\perp	\perp
	備考																															

17

【宿日直許可の申請手続きについて】

- Q. 相当昔に宿日直許可を取得したはずなのですが、許可証を紛失してしまいました。どのように対応すればよいでしょうか。
- A. 許可証を紛失してしまった場合は、原則的には許可を取り直していただく必要があります。ただし、労働基準 監督署に記録等が残っていることもありますので、労働基準監督署にご相談いただくことも可能です。

【宿日直許可の許可基準等について】

- Q. 「救急」や「産科」では宿日直許可を得ることはできないと聞いたのですが本当でしょうか。
- A. 「救急」や「産科」で宿日直許可を得ることはできます。実際に「救急」や「産科」で宿日直許可を取得できています。

- O. 大学病院やそれに準ずるような大きな医療機関でも宿日直許可は取得できるのでしょうか。
- A. 可能です。医療機関内での医師同士の役割分担やタスクシフト/シェア等の工夫により取得しているケースもあるようです。また、厚生労働省の調査(令和4年3月)では、大学病院の約7割が宿日直許可を取得済みであると回答しています。

【宿日直許可の許可基準等について】

- Q. 地域で夜間の診療について輪番制を採用している場合に、輪番日以外の日であることを前提とした宿日直許可申請を行うことはできるのでしょうか。
- A. 可能です。実際に輪番日以外の日であることを前提とした許可がなされた事例があります。

- Q. 準夜帯は一定数の患者が来ることが多いので、準夜帯以外の宿直時間だけの宿日直許可を申請しようと考えていますが、このような時間帯を限定した宿日直許可の申請も可能でしょうか。
- A. 可能です。このほか、所属診療科、職種、業務の種類(病棟宿日直業務のみ 等)を限った申請を行うことが可能です。
- Q. 宿日直許可の回数については宿直週1回、日直月1回の原則には例外があると聞いていますが、実際に例外は認められているのでしょうか。
- A. 実際に例外が認められています。特に、医師不足の地域の医療機関において、週末土日の宿日直体制を確保する ために遠方から非常勤の医師を確保する場合があるという実態を踏まえた例外などが認められています。

【宿日直許可の許可基準等について】

- Q. 同じ週に本務先で週1回、兼業先で週1回の 宿直を行うことが想定されています。本務先で も兼業先でもそれぞれ週1回の宿日直許可を受 けていますが、同一の医師の場合、どちらか1 回しか宿日直許可を受けた業務に従事すること はできないのでしょうか。
- A. 事業所ごとに認められた回数の範囲内で宿日 直許可のある業務に従事することが可能です。 つまり、このケースの場合、本務先で1回、兼 業先で1回、宿日直許可のある宿直の業務に従 事することが可能です。別添4

別添(4)

宿日直許可申請を検討する事業主の皆さまなどへ

(別紙)

労働基準法の宿日直許可のポイント

労働基準監督署長の許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。

⚠ 要チェック! 宿日直許可基準について

□ ポイント1 常態として、ほとんど労働をする必要のないこと

定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とする働き方が対象となります。

なお、始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は 盗難・火災防止を行うなど、通常の労働の継続は、原則として許可の対象と なりません。

・ポイント2 宿日直手当について

宿日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上である必要があります。

() ポイント3 宿日直の回数について

宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回が限度となります。(※)

! 留意事項 副業・兼業を行う労働者の仕事と生活の調和のために

働く方が、複数の使用者の下で、宿日直業務に頻繁に 従事するような場合、通常の勤務と相まって、長時間の 拘束につながることなどが懸念されますのでご配慮をお 願いします。



- (※)下記要件を満たせば、宿日直業務の実態に応じて、上記回数を超えて許可する場合もあります。
 - ① 事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿日直勤務を行うことができる方が宿日直勤務を した場合でも人数が不足 ② 勤務の労働密度が薄い場合

【相談窓口による支援について】

- Q. 相談窓口で実際にされている支援の内容はどのようなものですか。
- A. 現在のところ、多くは宿日直許可の手続きや許可基準に関するお問い合わせですので、こうしたお問い合わせに対して個別に回答させていただいています。また、ある程度申請の準備は整っていて労働基準監督署に相談したいが踏み出せないという場合もありますので、このような場合には、医療機関の意向を踏まえて所轄の労働基準監督署の担当をご紹介するといった支援もさせていただいています。

- Q. 労働基準監督署や医療勤務環境改善支援センターに相談する前に、本省の相談窓口に相談した方がいいのでしょうか。
- A. 宿日直許可に関する相談については、実際の申請先である所轄の労働基準監督署にご相談いただくことが基本ですが、医師の働き方改革に関する動向も十分に把握し、医療機関を支援する立場から様々な助言を身近なところで実施できる各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談いただくことも重要と考えています。いずれにしても本省の相談窓口への相談を先行していただく必要はありませんので、医療機関の実情に応じた相談窓口を活用いただければと思います。

- Q. 相談窓口に寄せられた相談を通じて、宿日直許可の取得につながった事例はありますか。
- A. 例えば、以前に宿日直許可の取得を断念した医療機関が再度の申請を行い、許可に至ったような事例も出ています。許可事例については、引き続き整理の上で周知できるように努めていきます。

【その他】

- Q. 労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際に、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの職員さんたちに一緒に行ってもらうことはできますか。
- A. 可能です。厚生労働省から各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに対して、医療機関からそのような依頼があった場合には、基本的に同行の対応をしていただくようにお願いしています。各都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制などもありますので、まずは各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談してみてください。
- Q. 労働基準監督署は怖いイメージがあります。担当職員の方は優しく対応してもらえますか。
- A. 労働基準監督署に対しては、宿日直許可申請に関する相談があった場合には、医療機関の実情を踏まえて、寄り添いながら丁寧な対応をするよう指示をしています。引き続き、安心してご相談いただけるように努めていきます。 なお、お困りの際には、医療勤務環境改善支援センターや本省の相談窓口も活用いただくことが可能です。